

## 消費税軽減税率対策補助金（レジ補助金）の手続き要件の変更について

令和元年 9 月 3 日  
さいたま商工会議所

10月1日の消費税軽減税率制度開始を目前に控え、軽減税率対応レジに対する需要が急激に高まっております。

中小企業・小規模事業者のレジ導入・改修費用を補助するレジ補助金について、現行制度では2016年3月29日～2019年9月30日までに消費税軽減税率対応レジの設置・支払が完了したものを補助対象としていますが、「9月30日までに支払いが間に合わない」といった声が寄せられたことから、下記の通り手続き要件が変更となっておりますので、ご確認ください。

### 【現行制度】

- ・軽減税率対応レジを「2019年9月30日までに設置（導入・改修）・支払が完了したもの」が補助対象

↓

### 【手続き要件変更後】

- ・軽減税率対応レジについて、①「2019年9月30日までに導入・改修に関する契約等の手続きが完了」し、②「12月16日までに設置・支払いを完了したもの」が補助対象

上記に伴い、9月30日までに軽減税率対応レジの導入・改修に関する「契約等の手続きが完了」していれば、9月30日以降に設置・支払いが行われるものも補助金の対象となりますが、12月16日までには設置・支払いが完了する必要がありますのでご注意ください。

※レジ補助金の詳細等につきましては、以下の特設サイトをご覧ください。

特設サイト：<http://www.kzt-hojo.jp/>